と　り　こ　わ　し　工　事　特　記　仕　様　書

工　事　名　称：●●住宅とりこわし及び敷地整備工事

工　事　概　要：設計書の通り

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ 設計図書の適用  ２ 特記仕様書の取扱い  ３ 参考図書  ４ 建築材料等の評価名簿の取扱い  ５ 数量公開  ６ 施工体制台帳及び施工体系図  ７ 建設業退職金  共済制度等  ８ 工事実績情報の登録  ９ 中間技術検査  10 出来高検査  11 工事施工における工事特性、創意工夫、社会性等について  12緊急時の連絡体制  13資材運搬等  14必要書類の提出  15設計変更資料の作成  16監理技術者等の専任を要しない期間の取扱いについて  17工事現場の安全管理  18騒音、振動の防止等  19特殊車両の通行  20グリーン調達  21公共事業労務費調査に対する協力  22材料の検査に伴う試験  23建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等  24工事用電力・水道等  25過積載防止対策  26市内産品の利用促進について  27快適トイレの設置促進  28建築物除却届 | **「総　　 則」**  ○本工事は、下記の図書を適用するが、内容に不一致がある場合の優先順位は下記のとおりとする。  （１）質疑応答書（追記事項を含む）（２）設計書（３）特記仕様書（４）補足標準仕様書（５）材料・工法等指定一覧表（６）図面（７）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・公共建築改修工事標準仕様書・令和4年版〔令和4年3月改定〕（以下、「改修標準仕様書」という。）（８）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・公共建築工事標準仕様書・令和4年版〔令和4年3月改定〕（以下、「標準仕様書」という。）（９）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・建築物解体工事共通仕様書・令和4年版〔令和4年3月改定〕（以下、「解体共通仕様書」という。）  ○特記仕様書の取扱いは下記による。  （イ）この章（総則）に記載された事項は、全て適用する。  （ロ）章、項目欄は、番号に○印をつけたものを適用する。  （ハ）特記事項欄は、○印を付けたもの又は※印があるものを適用し、同じ項目の選択事項においては○印を優先する。ただし、○印と印のある場合は共に適用する。  （ニ）選択された特記事項欄に付随する備考欄は、全て適用する。  （ホ）項目欄に○印があり、特記事項欄及び備考欄に記入のない場合、その項目は補足標準仕様書、標準仕様書又は改修標準仕様書の本文通り適用する。  （ヘ）特記事項欄のＡ、Ｂなどの符号は、改修標準仕様書、標準仕様書又は補足標準仕様書の符号とする。  （ト）頁欄の数字は改修標準仕様書の頁を、イタリック数字は標準仕様書の項を、補は補足標準仕様書に該当項目があることを示す。（頁は刊行物を示す）  ○施工にあたり、下記の図書を参考にして、適正な自主管理に努める。  （イ）「建築工事監理指針（上巻・下巻）令和４年版」  （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）  （ロ）「建築改修工事監理指針（上巻・下巻）令和４年版」  （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）  （ハ）「請負人用建築工事チェックリスト」  （神戸市建築技術管理委員会編集）  （ニ）「改正建築基準法に対応した建築物のシックハウス対策マニュアル」  （編集：国土交通省住宅局建築指導課他）  ○標準仕様書及び改修標準仕様書に品質性能が規定されている建築材料・設備機材等については、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業－建築材料等評価名簿」（（一社）公共建築協会　編集・発行）等に記載されたものとする。  ○公開数量は、神戸市工事請負契約約款第１条に定める設計図書ではなく、参考数量として取扱う。  ○下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳等の作成にあたって（神戸市建築住宅局技術管理委員会編集）」を参照し、作業員名簿を含む施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを監督員に提出すること。（作業員名簿は国土交通省ホームページで掲載されている作成例を標準様式とする。）また、同条による施工体系図を作成し、公衆及び工事関係者の見やすい場所に掲示すること。  〇施工体制台帳に記載すべき内容  警備業については建設業ではないが、現場管理上重要であることから、下請契約を行う場合は原則対象とするものとする。ただし、建設業及び警備業以外の業種（運送業など）は施工体制台帳の作成は不要  ○建設業退職金共済制度の対象労働者を建設業退職金共済制度加入労働者数報告書により把握後、制度に加入（自社独自の共済制度があり、建退協対象の作業員を雇用しない場合は除く。）し、その掛金収納書（発注者用）等の写しを契約締結後１ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、本市に提出しなければならない。工事期間中は受払簿又は掛金充当書を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。  ○工事請負金額500万円以上の場合は、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行い、登録完了後、「登録内容確認書」を監督員に提示する。  ○余裕期間制度活用工事の場合､登録する技術者の従事期間は､工期（工期の始期日から終期日）とする。  ○技術者の配置変更、工期の変更のいずれかがあったときは、変更登録を行うこと。（余裕期間制度活用工事の場合､現場代理人及び監理技術者（特例監理技術者又は監理技術者補佐を含む。）等の配置時（工事の始期日の前日まで）に､必要に応じて変更登録を行う。）  ○中間技術検査の要否は、とりこわし特記仕様書１章 一般共通事「3 中間技術審査」による。  ○中間技術検査の実施回数は、工期が１年未満の工事は1回程度、1年以上の工事は2回程度とする。（工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。）  ○出来高検査については、「神戸市建築工事出来高算定基準」若しくは「建築工事工程段階別出来高払実施要領」による。  ○工事施工において自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。  ○評価する項目の具体例等については、工事成績評定要領を参考にするものとする。  ○提出に際して必要な所定の様式は監督員に申し出て交付を受けること。  ○着工時に緊急時の連絡体制を作成し、監督員に提出する。  ○工事用の進入路及び周辺の道路は、道路管理者、警察署及び監督員の指示に従い、常に良好な維持管理及び復旧を行う。また、現場内の仮設道路についても監督員の指示に従い、良好な維持管理及び復旧を行う。  ○神戸市工事請負契約約款に基づく提出書類の他、監督員の指示あるものについては、書類を作成し提出する。  ○設計変更が生じた場合は、監督員の指示により資料（図面・数量積算資料等）を作成し、監督員に提出する。  ○建設業法による主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任を要する工事において、工事請負契約の締結後、現場施工等に着手するまでの間、及び、工事完成検査に合格し、工期末までの間については、監督員と協議を行い打合わせ記録等の書面により明確になっている場合は、監理技術者等の専任を要しない。  ○安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。  〇工事期間中に、神戸市安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に応じなければならない。また、安全巡視において、危険個所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。  ○作業に伴う騒音及び振動の防止には留意し、騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例その他関係法令に従い作業を行うとともに、必要な届出を行う。  〇建設機械は国土交通省指定の排ガス対策型建設機械を使用する。又、指定地域（上記の法令に基づき市長が指定する）では、国土交通省指定の低騒音型・低振動型建設機械を使用する。  〇工事車両は、駐停車時にアイドリングストップを行うこと。  ○車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を使用する場合は、道路法第47条の2に基づく通行許可証の写し等を監督員に提出する。  ○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく神戸市調達方針の重点品目及び調達を推進する環境物品等については、その採用を積極的に推進するとともに、重点品目については、所定の様式により資料を作成し工事完成時に監督員に提出する。  ○本工事が、本市が実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等の提出のほか本市が行う調査・指導に協力する。  ○工事現場外で行う試験は、兵庫県「コンクリート工法に関する指導要綱」第8条に基づく、JABによる認定又はJNLAによる登録を受けた試験所で行う。試験項目の実施可能な登録試験所については、下記ホームページを参照のこと。  （公財）日本適合性認定協会  <http://www.jab.or.jp/system/service/testinglaboratories/accreditation/>  　独立行政法人製品評価技術基盤機構  <http://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/lab/kenchiku.html>  ○試験の依頼者は請負人とし、試験体の持ち込みについては、監督員の指示により、請負人が責任をもって行う。なお、試験のために生ずる費用は全て請負人の負担とする。  ○現場事務所等から排出する事業系一般廃棄物（紙類、弁当がら、空き缶、什器、備品等）は、混合廃棄物で排出してはならない。  ○建設工事に伴う建設副産物は、できる限り多品目の分別を行うこと。また、各集積所では分別品目の表示を明確に行うこと。  ○解体材、工事発生残材等は、工事敷地内で焼却処分、埋立て処分をしてはならない。  ○請負人は、建設副産物の発生の抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、下記のとおり法令で定める対象建設工事について、「再生資源利用［促進］計画書」を工事に着手する概ね10日前までに、「再生資源利用［促進］実施書」を工事完了後速やかに、建設副産物情報交換システムCOBRIS（コブリス）にて作成・登録し、ダウンロードしたPDFデータを監督員に提出すること。（なおCOBRIS（コブリス）での作成が難しい場合は、国交省エクセル様式にて提出する。）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 根拠法 | 対象工事 | | | 資源有効  利用促進法 | 〇次の指定副産物を搬出する工事（いずれかに該当する場合）  土砂500ｍ3以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の 合計200t以上  〇次の建設資材を搬入する工事（いずれかに該当する場合）  土砂500ｍ3以上、砕石500ｔ以上、加熱アスファルト混合物200ｔ以上  ○計画作成に当たって行う確認事項等  請負人は合計500ｍ3以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壌汚染対策法等の手続確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない。また、工事現場の公衆の見えやすい場所へ計画書および確認結果票を掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めること。  ※確認結果票及び確認フロー（市HP）  　https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html  ※確認結果票作成にあたっての解説・参考様式（国土交通省HP）  「建設発生土の搬出先計画制度」  https://www.mlit.go.jp/tochi\_fudousan\_kensetsugyo/const/tochi\_fudousan\_kensetsugyo\_const\_fr1\_000001\_00041.html | | | 建設リサイクル法 | 特定建設資材（※）を使用または廃棄物として排出する次のいずれかに該当する工事  ※コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材（コンクリート二次製品等） | | | A.建築物の解体 | 工事部分の床面積の合計　80平方メートル　以上 | | B.建築物の新築・増築 | 工事部分の床面積の合計　500平方メートル　以上 | | C.建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等）  建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等） | 請負代金の額　1億円（税込）以上 | | D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等） | 請負代金の額　500万（税込）以上 |   ・建設副産物情報交換システムCOBRIS（コブリス）<https://www.recycle.jacic.or.jp/>  ・国土交通省：エクセル様式  <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm>  ○国土交通省「建設リサイクル推進計画」への協力について  　特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が100％未満の項目がある場合（建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など）、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データおよびプリントアウトしたものを監督員に提出すること。  問い合わせ（提出対象工事・様式含む）は、神戸市ホームページを参照のこと。  <https://www.city.kobe.lg.jp/a48889/business/todokede/kensetsu_recycle_11.html>  ○国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査（センサス）の調査年度にあたる場合、請負人は「建設リサイクル法」に基づき､省令の再生資源利用〔促進〕実施書を（最終請負金額が100万円以上の工事）工事完了後速やかに、建設副産物情報交換システムCOBRIS（コブリス）にて作成・登録し、ダウンロードしたPDFデータを監督員に提出すること。  ○建設工事に伴う産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続きを行い搬入する。なお、費用はすべて請負人の負担とする。産業廃棄物は、廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合はＥ票（工期内での取得が困難な場合はＤ票でも可とする）を監督員に提示する。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。  ・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト　<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>  ○「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」で定める請負工事について、請負人は、「再生資源利用（促進）実施書」、「電子マニフェストの受渡確認票（運搬終了の通知を受けた画面）及び一覧表（紙マニフェストを使用した場合は、各廃棄物のマニフェストＢ２票写し（積替え保管の場合はB4票等））｣と「搬出車両記録表に各廃棄物について運搬先の処理施設ごとの数量の集計を記載したもの」の電子データを添付して、すべての産業廃棄物の引渡しが完了してから15日以内に　e-ＫＯＢＥ（神戸市スマート申請システム）にて「建設資材廃棄物の引渡完了報告」を行うとともに、監督員へ報告すること。  問い合わせ先（神戸市環境局環境保全課）  <https://www.city.kobe.lg.jp/a98953/industry/kanryouhoukoku.html>  手続き方法（e-KOBE（神戸市スマート申請システム））  <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>  ○コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とするか又は、請負人の判断で、他の神戸市内再資源化施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設（参照）又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る。）とし、決定にあたっては監督員の承諾を得ること。  ※<https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html>  ○産業廃棄物等の収集運搬業者は、廃掃法により工事場所と処理施設所在地の許可を有する業者とする。  ○再生資源の積極的な活用による省資源化を図るため、特記された材料以外でも建設廃材再生材を使用することができるものとし、請負人においてもこれに努めるものとする。  ○更に、産業廃棄物広域認定制度（廃掃法）の利用その他により建設工事に伴う産業廃棄物の再資源化等に努めるものとする。  ○再生材料を使用する場合は、監督員と協議する。変更が生じた場合には設計変更の対象とする。  ○工事用電力・水道・ガスなどを必要とする場合は、請負人がその手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡し日まで請負人の負担とする。  ○補足標準仕様書「１．１．１３関係法令等の遵守（過積載防止対策要領）」に従い、土砂等を運搬する自動車に関する過積載防止対策を行う。  ○本工事の施工に必要な各種の建設資材や物品等の調達においては、市内業者が生産、加工、製造または販売している材・製品の優先使用に配慮すること。  ○建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、補足標準仕様書「2.3.1 快適トイレ」に示す、快適トイレの設置に努めること。  ○「建築基準法第15条第１項」に基づく建築物除却届を作成し、PDFデータを監督員に提出すること。 |

| 項　目 | 特　記　事　項 | 備　考 | 頁 | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **①章　一般共通事項** |  |  |
| 現場代理人の兼務について | 本工事が、現場代理人の兼務に関する手続要領第２条に定める工事に該当する場合  ※兼務可　　・不可（理由：　　　　　　　　　　　　　）  不可の理由  ・本工事が、2箇所以上の工事場所を含んでいるため  ・工事の施工に関し、制約条件が付加されているために、安全管理、工程管理等の工事現場運営、取り締まりに関して、現場代理人の業務が煩雑であるため  ・安全管理、工程管理等について施設管理者や別途工事関係者と頻繁に  調整を要するため  ・施設を運営しながら工事を施工する居ながら工事  ・別途工事と工事範囲が一部重複、錯綜する出合い工事  ・上記に当てはまらない個別の特殊事情がある場合  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
| ２ 特例監理技術者の配置について | ※本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。 | 特例監理技術者の配置を認める場合の要件は、補足標準仕様書1.1.14による。 | 補 |
| ③ 週休２日制工事 | ※本工事は週休2日制工事として次により指定する。  ※発注者指定方式  　※月単位の週休２日制（土日閉所を原則とする）  　・通期の週休２日制    ・受注者希望方式  　・月単位または通期の週休２日制  ○『神戸市週休２日制工事実施要領』は下記ホームページを参照すること。  <https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/kentikugikan/syukyu2kojisokusin.html>  ○公共工事における週休２日の実現の更なる推進のため、「毎月第２・第４土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第２・第４土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。また、毎月第２・第４土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」ののポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、近畿地方整備局ホームページに掲載。サイズはＡ３ラミネート加工程度とする。  <https://www.kkr.mlit.go.jp/news/top/press/2024/20240522-3kensetugenbaisseiheisa.html>  〇建設業界における「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動の取組みに協力するため、週休２日（毎週土日閉所）に取り組む現場においては、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動ポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、日本建設業連合会ホームページに掲載。サイズはＡ３ラミネート加工程度とする。  [https://www.nikkenren.com/2days/action.html#onsite](https://www.nikkenren.com/2days/action.html%23onsite) | 未達成時はその状況に合わせて減額変更を行う。  当初意向（月単位や通期）に関わらず、達成状況に応じて増額変更を行う |  |
| ４ 余裕期間制度 | ※本工事は､受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材､労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を設定した以下の方式による工事である。  　・発注者指定方式　・任意着手方式　・フレックス方式  　余裕期間内（フレックス方式の場合は､工期の始期日の前日までの余裕期間内）は､現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また､現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが､測量､資材の搬入､仮設物の設置等､工事の着手を行ってはならない。なお､余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。  ※契約締結後において、工事の始期日の変更の必要が生じた場合には､監督員と協議のうえ､変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。  ※フレックス方式の場合､契約締結後において､工事内容の変更がある等､特段の事情がない場合は､受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。  ※受注者は､工期の始期日の前日までに､工事に従事する技術者を決定し､｢現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（補佐）設置通知書｣により､発注者に通知しなければならない。 |  |  |
| ５工事情報共有システム | ・使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること。 | LGWAN環境で使用できるものを選定すること |  |
| ６ 電子検査 | ※「神戸市電子検査実施要領（建築工事編）」に基づく電子検査を行う | 市単独工事１億円以上 |  |
| 中間技術検査 | 中間技術検査の対象工事は、次による。  ※当初契約金額が５億円以上かつ工期が６ヶ月以上の工事  ※当初契約金額が１億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第４条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事）  ・次のいずれかに該当し、設計担当課長若しくは工事担当課長が必要と認め　た工事  　・契約約款第37条（部分引渡し）の適用に伴う検査（完済部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合  　・当初請負金額が3億円以上かつ工期が6ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合  　・その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合 |  |  |
| 発生材の処理 | 発注者に引き渡しを要するもの  （・　　　　　　　　　　　　　　　※金属類は含まない）  特別管理産業廃棄物　　種類（　　　　　　　　）  　処理方法（　　　　　　　　　　　　　　　　）  再利用を図るもの（　　　　　　　　　　　　　）  　搬入先　（　　　　　　　　　　　　　　　　）  再資源化を図るもの  （※コンクリート殻　※アスファルト殻  　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　　　　） | PCB含有物については14章7による。 | 9 |
| ９ 電気保安技術者 | ※設置する　　　　　・ |  | 7 |
| 施工条件 | ※行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。  作業時間（準備・片付けを含む）  　原則として（8：00）から（18：00）までとする。  その他条件  　※重機作業及び騒音振動を発生する作業は8:30から17:00までとする。  ※大型車両による材料搬出入は8:30から17:30までとする。 | ただし、工事の都合により、やむを得ず休日作業又は夜間作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得る。 | 7 |
| 施工計画書 | 下記の工事に関して作成する。又、施工計画書等の作成にあたっては，正確な施工数量を把握し、材料ロス、廃棄物を抑制する等環境に配慮すること。  ※総合施工計画書  ※仮設工事　　　・（　　　　　　　　　　） | 左記のほか、監督員が適宣指示する工事についても作成する。 | 5 |
| 12 技能士 | 適用職種および作業種別　　・ |  | 15 |
| 完成図書 | ※完成図  設計変更図  監督員の指示する図面  解体後の敷地整備図（埋設物を含めすべての残置物を明記）  作成方法：※CADデータを修正後PDF化  　　　　　　※上記ＰＤＦデータをTIFF化  提出方法、提出部数：  　　　　　　※CD-R等（　　）部で提出  　　　　　　・製本（A3見開き）（　　）部を提出 | 敷地整備図の記載事項及び内容については、事前に監督員の承諾を得る。  保存形式、作成方法等は、監督員の指示による。 | 16  17 |
|  | ※工事写真  　　提出方法：※工種毎に整理したもの（PDF形式）をCD-R等にて提出する。  　　　　　　　・  提出部数：・1部提出する　　・  ・完成写真  　　提出方法：※デジタルデータ（600万画素以上、JPEG形式）をCD-R等にて提出する。  　　　　　　・  提出部数：・アルバム1部　　・  ※施工体系図（PDFデータ）  ※提出については「神戸市建築工事完成図書等電子納品要領」を適用すること | 工事写真は130万画素以上とする。  撮影箇所等は、補足標準仕様書1.2.4による。  工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、補足標準仕様書1.2.5による。 | 補 |
| 14 完成引継ぎ品 | ・鍵、シャッターハンドル等（引渡書を含む）  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 鍵は1組ずつ、札を付けて整理する。 |  |
| 工事標示板等の設置 | ※工事標示板（　）枚  ・危険表示板 |  | 補 |
| 交通誘導員の配置 | |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 職　　種 | 人数 | 期　間 | 定　　義 | | ・ | 交通誘導員B |  | ※完成引渡し迄の施工時間帯とする。  ・ | 警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの | | ・ | 交通誘導員A |  | ※完成引渡し迄の施工時間帯とする。  ・ | 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定または2級検定合格警備員 |   ・資材搬出入時は増員すること | 警備業法に定める交通誘導員とする。  なお、交通誘導員Aの配置が必要な指定路線は、兵庫県公安委員会R2年告示第241号を参照のこと。 |  |
| 工事用の進入路 | ※図示 |  |  |
| 地元工事説明 | ※工事着手前に行う  　・工事説明会の開催　　・お知らせビラの配布　　・  ※説明資料は、監督員と協議の上、請負人が作成する  ※工事期間中においても必要に応じ関係者に十分説明を行い、工事進捗に  支障のないよう配慮する | 実施方法等は、監督員と協議する。 |  |
| 近隣家屋等の調査 | 調査範囲　　※図示（※事前、事後とも）　　・  調査内容  　※内外観検査　※傾斜測定調査　※水平測定調査　・ | RC造建物は外観調査のみ | 補 |
|  |  |  |  |
| 20 別契約の関連工事 | ※工事区分等確認を要する事項については監督員と協議すること |  |  |
| 損害保険等 | 損害保険等は、下記の内容以上の条件により付するものとする。  保険種目  ※建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」  ※第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」  保険契約者　※元請負人  被保険者　　※発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）  保険期間　　※工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。  保険金額又は填補限度額  ※建設工事保険（又は組立保険）は請負金額全額（解体撤去工事を除く）  ※請負業者賠償責任保険の  対人賠償保険金額は1名１億円以上かつ１事故（※5億円以上・　　　円以上）  対物賠償保険金額は1事故（※1億円以上・　　円以上）  付保すべき保険の内容には以下の特約条項を付帯する。  ・建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」  ※請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項(Both-Way)」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」 |  |  |
| 統括安全衛生管理義務者の指名 | ※本工事の請負人を労働安全衛生法第３０条第２項の規定により指名される統括安全衛生管理義務者とする。 |  |  |
| 現場代理人等の腕章の着用について | 現場作業員及び住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者に、腕章の着用を義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。 |  |  |
|  | **②章　仮設工事** |  |  |
| ① 共通事項 | 〇本仮設計画図は参考図であり、作業内容、天候等により近隣住民、  通行人、関係者に対し必要のある場合は、請負者の責任において速やか  に補足すること。  ○道路部に仮設足場や養生防護棚が必要な場合は道路占用の許可を得る  こと。  ○隣地に面する部分は特に仮設計画及び解体に際し、養生・安全に留意  の上施工のこと。  ○敷地外周撤去に際し、工事完了までに敷地内に関係者以外の侵入防止策  を講ずること。 |  |  |
| ② 仮囲い | 種別  ・仮囲い用成形鋼板（ｔ=1.2mm）  ・H=2.0m　　・H=3.0m  ・ガードフェンス　（H=1.8m）  ・A型バリケード　（H=0.8m）  ・  イメージアップ他  　・  門扉（施錠付）  形状　・W3.0m×H1.8m　・W6.0m×H1.8m  ・W6.8m×H4.5m　・W7.2m×H4.5m  種別　・キャスターゲート　・パネルゲート | 施工範囲は図示による。やむを得ず、工事途中に仮囲いをはずす場合監督員の承諾を受ける。 |  |
| ③ 仮設物の設置場所 | ※構内  ・指定仮設用地  使用条件（・有償　　・無償） | 便所等を設置する場合、下水処理区域内は所定の手続きの上、汚水管に放流するのを原則とする。 |  |
| ④ 騒音・粉じん等の対策 | 種別  　○防音パネル　　○防音シート  設置範囲  　※図示 | シート類は防炎処理されたものとする。 | 18 |
| ⑤ 外部足場の種別 | ・枠組足場　　　くさび緊結足場　　・単管本足場  ・仮設ゴンドラ　・移動式足場 | 施工範囲は図示による。 | 18 |
| ⑥ 足場からの墜落事故防止 | ※足場（仮設ゴンドラ、移動式足場を除く）を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号　平成21年4月24日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とする。  ※屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971の施工標準に基づき、必要な屋根工事用足場を設置する。 | JISA8971附属書Aの表A.3を参考とする。 |  |
| ⑦ 落下物、飛散物等による危害の防止 | ※工事現場からの落下物、飛散物による危害防止は、下記又は同等以上の措置をする  ・メッシュシート（JIS A 8952に定めるＩ類）  ・養生シート（帆布製）（JIS A 8952に定めるＩ類）  ・金網式養生枠　　・防護棚（朝顔）  ・防音シート　　　・防音パネル　　　・  ・図示　　・ |  | 18 |
| ⑧ 材料、撤去材等の運搬方法 | ・A種　　・B種　　・C種　　・D種　　・E種 |  | 19 |
| ⑨ 既存部分の養生 | ○撤去対象外の既設物は適切な養生を行ない、破損させないこと。万が一破損させた場合は、請負人の負担にて取り替えること。  ○仮囲い、足場に先行して作業する場合においても、粉塵の飛散等が無いように適切な養生を実施すること。 |  | 19 |
| 10 仮設間仕切り | ※仮設間仕切り、仮設扉設置箇所は図示による。  種別　　・A種　　・B種　　※C種 |  | 19 |
| ⑪ 洗車設備 | ・洗車装置（高圧洗浄装置程度）  ・ |  |  |
| ⑫ 仮排水 | ※既設排水溝や排水管、会所等の撤去時には、仮設の排水設備を設け、排水上支障のないようにする。 |  |  |
| ⑬ 安全対策 | ※本仕様書に定めの無い場合も含め、重機類の転倒防止等のため、鉄板養生、地盤改良及び山留め等請負人の責任において安全施工につとめること。  ※工事場所周辺は、施設利用者，児童生徒等に対する安全対策を講じること。  ※工事関係車両は、本工事関係車両であることを表示すること。  ※工事車両の進入の際は交通誘導員による誘導を行い、敷地内運行はハザードランプを点滅させながら最徐行を行い安全運転に留意すること。  ※車両進入路廻りは、工事完了後速やかに整地し現況復旧のこと。（仮設用地等についても同様）  ・工事中も一般市民が利用するので、第三者に危害を与える事のないよう安全管理には工事関係者一同特に留意すること。 |  |  |
| 14 その他 | ※仕上塗材又は下地調整材に石綿を含有する壁に足場等を設置する場合、石綿が飛散しないようHEPAフィルター付集塵機ﾄﾞﾘﾙ削孔機等を使用すること。 |  |  |
|  | **⑭章　とりこわし工事** |  |  |
| ① 共通事項 | ○特記なき限り建物内部の家具・物置の残置物、コンクリートブロック、花壇植栽等を含む敷地内全ての構造物及び残存物等を撤去処分すること。なお、建物直近の埋設管については、建物あるいは地中構造物とともに撤去するものとする。  ○他の建物等に損害を与えた場合は、請負人の責任において原状回復のこと。  ○地中埋設物があった場合は監督員に報告し、指示を受けること。残置する場合は残置位置、寸法、深さのわかる内容をCADデータで作成し、提出すること。  ・地業部分を含む基礎、ﾗｯﾌﾟﾙｺﾝｸﾘｰﾄは撤去すること。  ・調査試掘すること。（位置、仕様に関しては図示の通り）  調査試掘の結果をCADデータで作成し、提出すること。 | 杭等を残置する場合も同様とする。 |  |
| ② 適用範囲 | ※建物のすべて又は一部をとりこわしする工事に適用する。  地盤面下の撤去部分等の施工範囲  ※図示　　・  ・全面撤去(基礎共)　・地盤面下(　　cm）まで撤去 |  |  |
| ③ 施工計画書 | ※仮設計画、とりこわし方法、とりこわし順序、養生方法、とりこわし材の処分方法及び処分先、作業予定等をまとめて、監督員に提出し承諾を受ける。 | 工事着手前に、在来地盤面高を側溝、擁壁の天端等の堅固な場所に明記。 |  |
| ④ 写真撮影 | ※解体前建物の内外観､解体中､解体後及び周辺敷地建物等の状況を撮影する |  |  |
| ⑤ とりこわし工法 | ※騒音、振動を最小限にとどめ、事故防止や火災予防に留意し散水やシート張り等の養生を十分に行う。  ※仮設足場・養生シート等は内装解体に先立って設置する。  ・階上解体を基本とする。（　　F以上） | 圧砕機等による低騒音、低振動工法とする。 |  |
| ⑥ 建設副産物の処分 | ※全て場外搬出処分  ※処分先は、とりこわし特記仕様書総則２３「建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等」による。  ・再生材としての利用  （ ） |  |  |
| ⑦ PCB使用機器の処理 | PCB使用機器の確認  ※昭和47年以前に製造された電気機器は、PCBを使用している恐れがあるため、とりこわしに先立ち有無を調査し、監督員に報告する。  ※PCB使用機器があった場合の処理方法は、監督員の指示による。 |  |  |
| ８ 危険物、その他の処分 | 貯油そう、危険物貯蔵庫等の処分  ※請負人の責任において処分し、安全を確かめた後、とりこわし作業に着手する。 |  |  |
| ９ 便所その他の処理 | 貯じんそう、便そう、浄化そう等のとりこわし  ※汚物等を処分し、跡を消毒する。  ・ | 作業中及びとりこわし後に周囲を汚染することのないようにする。 |  |
| 10 残存建物の処置 | ・図示  ・ |  |  |
| ⑪ 建築設備の処置 | ・電力引込部分の切断（　　　　　　　　　　　　　）  ・電話線の処置　　　（　　　　　　　　　　　　　）  ・ガス引込部分の処置（　　　　　　　　　　　　　）  ・給水管の止水　　　（　　　　　　　　　　　　　）  ・下水管の処置　　　（　　　　　　　　　　　　　）  ・CATV線の処置　　（　　　　　　　　　　　　　）  ・屋外埋設等撤去図　参照 | 諸手続きを遅滞なく行い、漏電、ガス漏れ等のないよう安全に万全を施す。 |  |
| 12 残存建物に対する建築設備の切替え | ・行う　　・行わない  切替方法  ・ | 切替は設備の供給に支障のないよう関係者と打合せを十分に行う。 |  |
| ⑬ 分水栓コマ下げ | ○行う　　・行わない | 手続きは請負人が行い費用も請負人の負担とする。 |  |
| ⑭ 残置物処分 | ※家電リサイクル法に基づく残置家電処分等  　　・エアコン（●）台　　・テレビ（●）台  　　・洗濯機　（●）台　　・冷蔵庫（●）台  　　・消火器　（●）台  　※その他家具、備品等雑処分量　●ｍ3程度 | 左記を設計数量とし、現地調査により台数変更が生じた場合、設計変更の対象とする。 |  |
| ⑮ 建設発生土の処理 | ※構外   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 指定処分地 | 問合せ先 | 電話 | 備考 | | ・ポートアイランド沖  （神戸空港島） | 神戸空港島料金所 | 302-6322 |  | | ・布施畑環境センター | 布施畑環境センター管理事務所 | 974-2411 |  | | ・淡河環境センター | 淡河環境センター管理事務所 | 959-0715 |  |   ・構内再利用　（　　　　　　　　　　） | |  |
| 16 水銀使用製品産業廃棄物 | ・蛍光ランプ　　・  ※産業廃棄物処理法施行令を遵守し､適正に撤去･運搬･処分すること。 |  |  |
| ⑰ その他 | ※EV解体撤去については、EV業者と協議を行った後担当監督員に報告の上、着手とすること。 |  |  |
|  | **㉔章　敷地整備工事** |  |  |
| ① 敷地整備 | 地均しの範囲  ※図示　・建物周囲（・２ｍ　・５ｍ）　・敷地全面  埋戻し及び盛土の仕様  ※無し（勾配調整の上、地均しのみ）  ・現状地盤面まで埋め戻す（標準仕様書3.2.3による）  （　※再生砕石　・A種　・B種　・C種　・D種　）  舗装の仕様  ※全面再生砕石敷き<t60>転圧、プライムコート0.75L/m2の上、  砂0.1ｍ3/100m2を散布  ・アスファルト舗装  （路床整正、路盤材敷き均し<t100>程度、タックコートPK-4、密粒度  アスファルト<t30>程度）  ・図示 | 撤去後敷地内は全体を勾配調整の上地均し、道路、通路に雨水、土砂等の流出の無い様留意すること。  敷地整備後、敷地内レベル測量を行い、座標及び深さ等分かる図面又は報告書を作成すること。 |  |
| ② 管理施設 | ※ネットフェンス（H1800）・メッシュフェンス（H1800）  ※両開き門扉（W2000\*H1800） | 門扉の規格は設置するフェンス仕様に準ずる。  管理用の南京錠は監督員より支給。 |  |